

り災証明交付申請書（地震等・風水害）

証明書が必要な方（所有者・**居住者**）

↑いずれかに〇

平日 9 時～17 時に連絡のつく電話番号

090 (XXXX) XXXX

住所 **市川市八幡〇-〇-〇**ふりがな **ぼうさい たろう**氏名 **防災 太郎**

被害場所の住所（上記の住所と同じ場合は、「同上」と記入）

市川市 同上

被害場所区分（該当するものに〇）

- 1.** 一戸建住宅（持家・**借家**）
2. アパート・マンション 等
3. 店舗・工場 等
4. その他（ ）

被害状況（被害状況、部位等を具体的に記載）

（例）
母屋の基礎が傾いた
母屋の外壁ヒビ割れ
カーポートのシャッターが壊れた
雪の重みで雨どいが歪んだ
農業用ビニールハウス倒壊 など

証明書の使用枚数

（ **3** ）通

※風水害の場合は該当に〇・記入

添付資料（未補修の被害状況が確認できるもの）

- 1. 写真**
2. その他（ ）

- 1.** 浸水（床上・**床下**・店舗工場内）
2. その他（**屋根の破風板が飛んだ**）
壁にシミ・カビ など

写真判定の同意について（どちらかに〇）

被害状況の判定にあたり、現地調査を行います。被害の程度が軽微かつ「一部損壊（半壊に至らない）」という判定結果に同意いただける場合に限り、現地調査を省略し、添付写真のみで被害を確認する「写真判定方式」を取ることがあります。このことを踏まえ、「**写真判定方式に同意いただけるか選択してください。**」ただし、被害の程度が軽微と認められない場合等は、同意の有無にかかわらず現地調査を行います。なお、建物以外の被害（門扉や塀、物置など）については写真判定（被害の有無の判定のみ）となります。

1. 写真判定方式に同意する（被害状況は「一部損壊」となります）

2. 写真判定方式に同意しない

（現地調査を実施します。原則平日 10 時から 16 時半で、立ち会いが必要です）

受取予定者（いずれかに〇）

- 1. 本人** 2. 同一世帯家族 3. 郵送 4. その他（ ）

※り災証明書の交付には審査が必要であるため、申請から2～3週間後に交付（郵送）いたします。
また住家の被害に係るり災証明書の判定にあたっては、原則審査の前に現地調査が必要となりますので、現地調査を行った日から2～3週間後に交付（郵送）いたします。

備考（り災原因）

平成・令和 〇年 ×月 ×日 台風〇号 による

※以下は市川市が記入します

り災証明交付番号

受付職員所属・氏名